

第7回評議員会議事録

平成26年6月26日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中国残留孤児援護基金
第7回評議員会議事録

1. 招集年月日 平成26年6月9日(月)
2. 開催場所 「田中田村町ビル5階 5D室」
東京都港区新橋2-12-15田中田村町ビル5階
3. 開催日時 平成26年6月26日(木) 午後3時00分
4. 評議員現在数 7名
5. 出席者 6名
【出席評議員：6名】加藤栄一、坂巻 熙、佐藤嘉恭、中川桂子、
本田機先、村川浩一
【出席役員：4名】 代表理事多田 宏、業務執行理事 小林悦夫、
監事 金田充男、監事 高橋忠夫
(欠席評議員：河合弘之)

6. 議題

決議事項

第1号議案「平成25年度事業報告及び決算書(平成25年4月1日～平成26年3月31日)」
の件

報告事項

- ・訪問介護サービス事業所開設に係る進捗状況
- ・介護状況調査等のアンケート調査の結果

7. 開会、定足数確認、挨拶、議長・議事録署名人

事務局から評議員総数7名中、出席者は6名であり、開催要件の定足数たる過半数を充足していることを確認。

はじめに、中川泰彬評議員が平成26年3月13日に死去された旨の報告を行い、黙祷を捧げた。

続いて、多田代表理事(以下「理事長」という。)が開会の挨拶を行った後、定款第23条に基づき加藤評議員が議長に選任され、定款第28条に基づき議長、中川桂子評議員及び本田機先評議員が議事録署名人となることが確認され、議案の審議に入った。

8. 議事の経過及び結果

議案「平成25年度事業報告及び決算書(平成25年4月1日～平成26年3月31日)」の件

初めに小林事務局長より平成25年度事業報告についての概況説明があった。説明によると、平成25年度は、公益財団法人移行後第三事業年度となるが、新たに帰国する残留邦人は減少し、既に帰国した者の老後問題が年々進行している。援護基金はこうした変

化に対応して事業や組織の見直しを課せられてきたところであり、平成25年度の事業計画を立てる際に4点の基本方針を掲げ、年間活動の指針としたこと、この4点の基本方針に基づいた25年度の実施報告に係る説明は次のとおり。

①従来事業を見直しつつ新たな事業の開発に努める

平成25年度は、従来からの事業で縮小するものは縮小しながらもニーズがある限り継続する観点に基づき、結果として概ね前年度通りに実施した。一方で今後3年程度の期間を見て、どのような形にもっていくか、対象者が減少する事業を縮小すれば、その分新たな事業にマンパワーや資金を振り向けることができるので、特に、今後ニーズが高まるとされる老後支援に関して調査・試行を進め、26年度中の訪問介護事業所の開設を決めた。25年度の委託事業については、新規事業として、中国帰国者定着促進センターには介護情報提供事業が、中国帰国者支援・交流センターには自立研修事業が追加された。

②情報の管理運用体制作りに努める、③危機管理体制作りに努める

マニュアルの策定や必要な物品の購入、担当者の意識を高める研修、ミーティングを行った。

④財政均衡の実現に努める

事業安定化準備資産の取り崩しに頼る状態からの脱却をめざし、収入増と支出抑制に努めた。寄附金については、一般寄附金が約790万円であり、前年度より170万円程度の増加であった。養父母お見舞いの指定寄附は約3万円であり、前年度より更に減少した。目標としていた一般寄附金1,000万円、養父母お見舞いの指定寄付金150万円には届かなかったものの、経常外である中野のマンション一室の寄贈の評価額427万円を併せて考えれば1,000万円を超えることになった。運用収入については、為替レートが100円超に安定したこと、投資信託への投資枠の拡大などによりキャッシュベースで3割増となった。決算は時価評価のため、評価額が下がったことによりその分赤字となっているが、株式と違い、満期まで保有していれば元本は戻り、信用の高い債券を選んでいることから心配はいらないと考えている。支出面については、実情に合わせた事業の規模縮小のほか、役職員の給与ベース改善の見送りや事務経費の節約等を通じて節約に努めたことから、予算案審議時に承認いただいた最大3,000万円の事業安定化準備資産の取り崩しは行わずに済ますことができたとの説明があった。

次に公益目的事業の各事業の結果について以下の報告があった。説明は次のとおり。

公1の(1)中国残留日本孤児の養父母等に対する扶養費の支払い事業

前年度に帰国した孤児について日中両国政府間で名簿の確認後、中国紅十字会に扶養費を送金するものであるが、25年度は前年度に帰国した孤児はいなかったため、送金実績はなかった。

(2)中国残留邦人等に対する生活状況調査及び援助事業

訪中座談会と中国関係者訪日協議があり、訪中座談会については、予定した地域に対象者が見つからず実施出来なかった。訪日協議については、12月の第3回集団一時帰国に併せて実施した。

(3)中国残留邦人等の集団一時帰国

第1回を5月から6月にかけて6世帯11人、第2回を9月に13世帯26人、第3回を12月に11世帯22人、合計30世帯59人が参加した。

公2の(1) 養父母お見舞い訪中援助事業

3人の訪中を援助した。

(2) 中国残留邦人等に対する就学資金貸与事業

大学・専修学校等への就学のための2・3世に対する貸与が中心となるが、新規7人、継続28人に貸与した。最近は返還額が貸与額を上回っているが、これは返還に回る人数が多くなったことに加え、督促により滞納率が下がった結果と考えている。

(3) 中国帰国者支援・交流センター等就学教材費援助事業

国の支援対象外である呼び寄せ家族が、中国帰国者支援・交流センターでの通学課程や中国帰国者定着促進センターが実施している日本語通信教育を行う際の教材費を援護基金が負担するものであり、約2,000人の2・3世に対し、約400万円の教材費を援助した。

(4) ホームヘルパー養成及び介護資格取得支援事業

介護職員初任者研修講座などの受講料の一部を41人に援助した。25年度は財政均衡等の観点から援助費用を5割から3割に落としたが、1世の高齢化により介護の対象者として今後増えていくことから、26年度からは帰国者介護に係る2・3世の人材養成、老後支援の拡充として、受講料の80%を援助することに変更した。

(5) 中国残留邦人等支援団体が実施する事業に対する助成事業

日本語教育、生活相談、福祉の向上を図るための援助活動等を行っている団体等に対してその事業を助成するものであり、団体助成委員会において、助成する団体、助成内容を審査し、助成するものであるが、13団体うち新規2団体に対して400万円の助成を行った。

(6) 意思疎通生活相談・援助事業

事務局に担当者を配置し、随時、相談を受け付けている。月2~3件の相談で基金の事業に関連した相談が多い。24年度末をもって閉所された東京都の自立研修センターの相談事業が支援・交流センターに移管されたため、基金本部の事業以外の相談があればセンターに回すことにしている。

(7) 中国帰国者の老後支援事業

介護事業を立ち上げるための基盤整備として資金の一部を援助する介護事業基盤整備援助と既に介護保険事業者として事業を行っている法人に介護団体支援を行うものであるが、立ち上げの申請はなし、介護団体支援については、東京都練馬区の通所介護施設「デイサービス故郷」に対し35万円、長野県飯田市の通所介護施設「ふれあい街道ニイハオ」に対し30万円を支援した。

要介護支援モデル研究については、要介護の高齢帰国者に対する支援の方法やシステムのあり方について調査、検討、試行するものであるが、1施設に語りかけ協力員を派遣する試みを継続している。

(8) 中国・サハリン残留日本人国籍取得支援事業

戸籍訂正手続きに必要な弁護士費用等を日本財団の助成を受けて日本司法支援センターに委託して実施するものであるが、5件の支援を実施した。

(9) 普及啓発及び広報事業

機関誌の発行、ホームページでの発信を行った。

(10) 中国帰国者定着促進センター運営事業

4世帯10人の受入を行い、遠隔学習は37講座で4,324人が受講した。また、介護情

報提供事業は自治体が発行する介護関係の研修会で使用する研修資料の作成となるが、25年度は初年度であり主に資料作成に集中した。

(11) 中国帰国者支援・交流センター運営事業

日本語学習支援、生活相談、交流、自立研修事業など幅広く実施した。なお、自立研修事業の日本語教室については、東京YWCAに再委託をして実施した。

(12) 中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業

センター事業の一部として実施した。

(13) 中国残留邦人等とその家族のための日本語教材等の開発及び出版事業

定着促進センターや支援・交流センターだけでなく、ボランティア団体や個人にも販売し、販売実績は5,380冊、856万円の売り上げがあった。

続いて平成25年度の決算書の説明があった。説明によると、この決算書は公益法人会計基準を採用していること、独立監査人である栗田公認会計士の監査を受けていること、貸借対照表を基に、資産合計が2,007,989,878円、負債合計が167,536,468円、正味財産合計が1,840,453,410円となっていること、正味財産が前年度から約1,100万円の減少となっているが、これは基本財産である投資有価証券の評価損によるものであること、一方で流動資産は増えており、資産合計としては約700万円の増加であること、その他前年度との差額が大きなものの説明として、就学資金貸付金については、前年度と比較して約2,700万円減っているが、これは貸付の対象者が減って返還が進んでいるためであること、貸倒引当金については、回収が焦げ付く分を積み増した結果、373万円の増加となっていること、その他固定資産では建物と土地が加わっているが、これは中野のマンションの寄贈分であること、負債の部の未払い金が約1,350万円が増えているのは、所沢センター委託費に係る国への返還額が大きかったものであること、正味財産増減計算書の当期一般正味財産増減額は△1,483,250円、当期指定正味増減額は△9,473,577円であったため、正味財産が約1,000万円の減少となったとの説明があった。

続いて、「平成25年度事業報告及び決算書」の件についての監査報告について高橋監事から報告があった。説明によると、平成26年5月29日に基金本部において金田監事とともに会計及び業務の監査を行ったこと、監査の結果、公認会計士栗田和憲事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めること、事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めること、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないとの監査報告であった。

1号議案につき、次の質疑応答があった。

(坂巻評議員) 寄附金については減ったとのことであるが、増やすためにどのような努力をしたのか。

(小林事務局長) 正直、特別な活動はしていない。従来からの寄附者からは引き続きお願いをしている。

(坂巻評議員) 全社協の機関誌などに掲載してもらうことはできないか。

(小林事務局長) 寄附を呼びかけるためには、帰国者の援助としてこういう支援が必要でそのために寄附が必要だということが見えないと難しいと考えている。外から見ても老後支援に取り組んでいると見えることが大事なので、支援策を打ち出してい

きたい。

(本田評議員) 所沢センターの入所に関してサハリンの状況を知りたい。また、入所者数が減ってくると財政当局の目も厳しくなると思われるがどのような見通しなのか。

(小林事務局長) 26年度は1世帯4人が入る。来年度も入る可能性があるためセンターは継続する方針と聞いている。ただし、来年度はこれだけ入所規模が小さくなると宿泊棟を維持する名目が立たないため、宿泊棟は閉鎖し、研修棟に居住スペースを確保することとしていると聞いている。なお、再来年度は厳しいのではないかなど。入所者がいないのに維持する名目が立たない。入所者がゼロになったとしても今後帰国者が帰ってこないとは限らない。センターを閉じても定着促進事業は残すと言われている、4千人の遠隔、介護情報提供事業を含めて生きていくのだろうと思う。これらの事業は大きな施設を使う必要性がなく、事業を継続するにしても所沢の施設は使わずに別にやるのだろう。

(本田評議員) 職員数は維持されているか。

(小林事務局長) 宿泊棟の担当はある程度削減せざるを得ない。4名は夏までの雇用となる旨通知している。

(本田評議員) サハリンの入所者はいるか。

(小林事務局長) 団体の話によれば対象になる者はいることはいると言っているが、国が残留邦人と認めてくれないとの声を聞いている。

(加藤評議員) 2~3年前に将来推計をやったときに毎年10世帯30人ぐらいが10年ぐらい続くような推計を出したが、帰りたいけど帰れない帰国者はいるのか。

(小林事務局長) 今までは年間1人ぐらいは下見をかねて一時帰国に参加し納得したら永住を決める方がいて、永住を決めてから帰国受入までに時間がかかった。今は永住を決めたらすぐに所沢に入所しているがそういう人も尽きてきている。また、帰国者の高齢化により同伴帰国する2世も高齢化している。国費援護対象者となる3世は20歳までとなっており、この3世も独立して生活する年齢になっているため、本人や2世の面倒を見られる3世がいらないため、ますます自立するのが難しい。

(加藤評議員) 子の呼び寄せは可能ですよね。

(小林事務局長) 可能であるが、公的な支援の対象外なので生活は厳しい。基金は呼び寄せ世帯も支援の対象にしている。

(加藤評議員) 支援・交流センターは対象になるか。

(小林事務局長) 基本的には対象外であるが、本来の対象者分に空きがあるなど、余裕があれば目をつぶるというスタンス。国では教材費を援助できないので基金が援助している。

(佐藤評議員) 普及啓発・広報活動は大変な課題だと思う。なんとかしてやらないといけない。機関誌は重要だが、この1冊を読めばというバイブルみたいなものがあればと思う。活動の結果が浸透したなという実感や評価はあるか。

(小林事務局長) 来年度は戦後70周年、いろいろなことがテレビ・新聞・雑誌で70周年をひとつのテーマとしてなされると思う。帰国者に関しても何か考える必要があるのでとは思っている。

(佐藤評議員) 中学生、高校生などの若い人の交流が、政治の空気にも関わらず進んでいる。日本の中高生、日中に関わる人にこれを読んで下さいというようなもの、オリエンテーションの中に課題をいれるとか。ターゲットを考えながらやっていくの

がいいのではないか。

(小林事務局長) 24年度に作品展を開催したが、中国大使館付属の会場を利用した。会場に残留邦人についての説明文や年表をパネルにしてやったのだが、中国側で文言の修正が入り年表を変えたものがある。歴史で使う表現、向こうに合わないものがある。残留邦人の歴史について、文句が出ないような読み物を書くというのは大変だと想像がつく。

以上、第1号議案を審議の結果、原案どおり出席評議員全員一致で承認された。

○報告事項

次のとおり小林事務局長から以下の報告があった。

(1) 指定寄付金の運用益に係る使途の拡大について

援護基金創設時の10億円の寄付金についてはその運用益の使途は、養父母等に対する扶養費の支払い事業、就学資金貸与事業、養父母お見舞い訪中援助事業に限定されている。これらの事業は年々対象者や執行額が減少していくことになり、予算があっても使えない状況になってくる。一方で今後事業のニーズが増していくであろう老後支援事業については使途の対象外となっているため、老後支援事業にも使えるよう、厚労省を経由して財務省に使途拡大を申し入れている。最初の寄附者には使途拡大について了解を得る必要が出てくるかもしれない。経済団体からの大口の寄附者については了解を得るのは容易だと考えているが、それ以外の個人寄附者は当時においても高齢であった方が多いため連絡がとれないかもしれないが、了承を得るために努力したことを示す必要があると考えている。

この報告につき、次の質疑応答があった。

(坂巻評議員) 了解については個別に通知を出すのか。

(小林事務局長) 住所不明でだいぶ返戻されると思われるが、訴訟リスクのためにこの作業は必要だと考えている。

(坂巻評議員) 新聞広告には載せるのか。

(小林事務局長) 並行してやってもいいのかもしれない。

(加藤評議員) 中国側の了解はいらぬのか。

(小林事務局長) 財務省への申し入れはあくまでも使途の拡大についてである。既に認めていただいている事業については対象者がいる限り最後まで実施する。

(佐藤評議員) 内閣府との折衝になるのか。

(小林事務局長) 当初、内閣府に相談したところ、事業に直接関連のある厚労省に間に入ってもらえとの指示を受けた。この件については例を申し上げたが、いずれにしてもどのような対応をするか一番いい方法をとって解決していきたいと考えている。

(2) 訪問介護サービス事業所の開設に係る進捗状況について

事業所の立ち上げ準備のため、選任の非常勤職員を採用し、10月の申請、1月の指定を目指している。中野のマンションは改装作業中。人の確保は重要であり評議員の皆様の中で介護の良い人材をご存じならば紹介いただきたい。

(3) 平成25年度介護関連活動状況調査の結果について

この調査は援護基金が介護関連資格を取得するために受講料の一部を負担した者に対して実施したアンケートである。取得した資格はホームヘルパー2級が多い。雇用形態は7割以上が非常勤・パート。1ヶ月の就労時間、1ヶ月の平均収入を見ると非常勤である雇用形態を反映した結果と見て取れる。中国帰国者を担当した経験がある者は34%であり想像より多かった。

(4) 平成25年度介護状況調査の結果について

この調査は1世である帰国者本人とその配偶者に対して実施したアンケートである。健康状態や身辺自立度についてみると、70歳代に入ると、健康に問題を抱えている者や生活に支障が生じている者の率が増えてきている。要介護認定調査については、8割弱が調査を受けたことがない。公的な介護サービスについては13%の者が受けている。自由記述欄を見ると介護を受けているいないに関わらず、日本語での意思疎通が出来ない、基金に介護施設を造って欲しいなど生の声がかかれている。

今後、帰国者の介護は中国語で対応できるよう2・3世のヘルパーを育てて確保していく。また、2・3世ヘルパーの居住地、介護が必要な帰国者の居住地、介護事業所の所在地に関する情報を集めて、マッチングしていきたい。こうした体制を作っていくことが大きなテーマである。今年度に訪問介護事業所を立ち上げるが、東京以外においても2・3世ヘルパーが一般の事業所に勤務しながら帰国者の介護が必要になった際に派遣してもらうためには、一般事業所のコストがかかるため、援護基金はその分の援助をできるような仕組みを作っていく。このようなマッチングを進めていくため、無料の職業紹介業務が行えるよう必要な認可手続き等を調査していくこととしている。

この報告に関連し、次の質疑応答があった。

(坂巻評議員) 将来的に所沢センターを老人施設にすることはできるか。

(小林事務局長) 国の施設なので難しいと思う。

(村川評議員) 土地も建物も国有財産なのかな。国は戦後70周年を捉えて帰国者に係る延長処遇の発想をしていただければと思う。以前に所沢センターの建物を一通り拝見したが、宿泊棟を特養にするにはエレベーターやバリアフリー化など改修が必要、現状でも解釈によっては養護老人ホームや軽費老人ホームであれば、若干の改修で出来なくはないのかなと。話題は逸れるが、イベントの開催も大事なことだがその場で終わってしまう。例えば毎日新聞出版部にお問い合わせして一連の流れを知っている加藤先生などを含めて共同執筆をするなど節目を捉えて出版事業を行ったらどうか、次世代や関係者に伝えていくにはこの機会を逃すと簡単ではないと思われる。理事会で検討していただいて今からでも準備を進めていくのがいいのかなという気がしている。

(坂巻評議員) 介護のアンケートはマスコミ発表するのか。

(小林事務局長) とりまとめばかりで今後検討する。

(坂巻評議員) アンケート結果と中野の介護事業所とを併せて発表すればマスコミが取り上げるのではないか。マスコミが取り上げないと知名度がなくなっていく。

以上をもって議案等を終了したので、16時45分、議長は閉会を宣し、解散した。

この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

平成26年7月25日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

議長 加藤 栄一

評議員 本田 機先

評議員 甲川 桂子